

6月21日以降の政府における感染対策等について  
(情報共有)

2021年6月21日

日本商工会議所

新型コロナウイルス感染症対策室

1. 緊急事態宣言等の解除

(1) 緊急事態宣言

- ① 緊急事態措置を実施すべき期間：令和3年7月11日までとする。
- ② 緊急事態措置を実施すべき区域：沖縄県の区域とする。

(2) まん延防止等重点措置

- ① まん延防止等重点措置を実施すべき期間：7月11日までとする。
- ② まん延防止等重点措置を実施すべき区域：北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする。



(参考) 宣言解除決定時の緊急事態宣言区域等の状況 (アドバイザリーボード資料抜粋)

人口	医療提供体制等の負荷				感染の状況			直近1週間 とその前1週間の比 (前週差)	
	① 医療の逼迫具合		② 療養者数	③ PCR陽性率 (最近1週間)	④ 新規陽性者数 (最近1週間)	⑤ 感染経路不明割合			
	入院医療	重症者用病床							
時点	確保病床使用率	入院率(注)	確保病床使用率 【重症患者】	対人口10万人 (前週差)	% (前週差)	対人口10万人 (前週差)	% (前週差)	% (前週差)	
2019.10	6/14	6/14	6/14	6/14	~6/6(1W)	~6/15(1W)	~6/4(1W)	~6/15(1W)	
単位	千人	% (前週差)	% (前週差)	% (前週差)	対人口10万人 (前週差)	% (前週差)	対人口10万人 (前週差)	% (前週差)	
ステージⅢの指標	20%	40%	20%	20	5%	15	50%	-	
ステージⅣの指標	50%	25%	50%	30	10%	25	50%	-	
北海道	5,250	48.1% (▲3.8)	21.4% (+3.5)	23.4% (▲3.4)	84.8 (▲24.6)	8.3% (▲2.6)	16.65 (▲12.8)	30.7% (▲7.5)	0.57 (+0.01)
埼玉県	7,350	24.8% (▲5.2)	38.3% (▲3.2)	19.0% (▲5.5)	14.5 (▲1.7)	1.5% (▲0.2)	7.85 (▲1.4)	48.6% (+3.7)	0.84 (+0.05)
千葉県	6,259	27.1% (▲0.2)	(参考: 36.5%) (▲1.1)	19.8% (▲1.0)	15.0 (+0.3)	3.8% (+1.5)	10.91 (▲0.1)	58.6% (+0.6)	0.99 (+0.01)
東京都	13,921	23.8% (▲2.6)	39.7% (▲2.5)	35.8% (+0.7)	26.0 (▲1.1)	3.0% (▲1.5)	18.90 (▲1.6)	59.8% (▲0.2)	0.92 (+0.16)
神奈川県	9,198	27.0% (▲3.2)	(参考: 26.7%) (▲2.8)	24.6% (▲5.5)	19.7 (▲0.3)	7.0% (▲0.5)	14.45 (▲1.8)	52.3% (+0.5)	0.89 (▲0.10)
岐阜県	1,987	29.9% (▲18.3)	64.6% (▲6.0)	25.4% (▲10.2)	18.2 (▲8.7)	5.4% (▲0.1)	6.79 (▲7.9)	28.0% (▲9.6)	0.46 (▲0.21)
愛知県	7,552	49.0% (▲7.3)	(参考: 26.1%) (+2.4)	47.3% (▲15.8)	37.6 (▲10.1)	10.2% (▲1.1)	12.39 (▲7.4)	41.9% (▲4.6)	0.63 (▲0.02)
三重県	1,781	23.9% (▲4.6)	47.5% (+1.6)	14.0% (▲1.8)	12.3 (▲2.9)	1.3% (▲0.4)	4.55 (▲3.1)	30.9% (▲5.8)	0.60 (▲0.11)
京都府	2,583	35.7% (▲2.8)	42.8% (+2.8)	24.4% (+2.3)	16.1 (▲2.5)	4.2% (▲0.7)	8.48 (▲3.2)	42.7% (▲1.6)	0.73 (▲0.15)
大阪府	8,809	33.8% (▲5.8)	16.5% (+0.6)	25.3% (▲5.9)	62.9 (▲13.6)	2.7% (▲0.3)	9.35 (▲4.4)	59.3% (+4.3)	0.68 (▲0.05)
兵庫県	5,466	29.2% (▲10.1)	46.5% (▲0.1)	41.9% (▲6.6)	13.2 (▲4.5)	3.7% (▲1.6)	5.25 (▲3.5)	50.2% (+2.5)	0.60 (▲0.05)
岡山県	1,890	22.6% (▲11.2)	41.3% (+12.5)	6.9% (▲5.2)	14.2 (▲16.3)	2.4% (▲2.0)	3.17 (▲4.0)	32.5% (▲6.5)	0.44 (+0.03)
広島県	2,804	33.0% (▲12.3)	62.6% (+3.0)	28.6% (▲7.1)	13.3 (▲5.9)	2.5% (+1.2)	7.20 (▲4.5)	39.3% (▲0.4)	0.61 (+0.17)
福岡県	5,104	40.1% (▲15.0)	(参考: 31.7%) (+2.5)	24.3% (▲4.5)	34.1 (▲16.5)	3.7% (▲3.0)	6.03 (▲4.6)	47.2% (▲5.2)	0.57 (+0.06)
沖縄県	1,453	94.4% (+5.6)	29.4% (+4.4)	75.5% (▲6.1)	153.2 (▲18.7)	10.2% (▲10.0)	62.42 (▲40.5)	56.3% (▲5.7)	0.61 (▲0.21)

## 2. 令和3年6月21日以降における取組み（コロナ対策本部資料抜粋）

### 1. 飲食対策の徹底・人流抑制

- 緊急事態措置区域においては、**酒類提供する飲食店に対する休業要請**を含め、**これまでの取組を継続・徹底**
- まん延防止等重点措置区域においては、以下の取組を実施
  - ・ 飲食店に対し**20時までの時短要請**を行い、徹底を図る
  - ・ **酒類提供は、一定の要件（※）を満たした店舗において19時まで提供可**。ただし、感染状況に応じ、**知事の判断でさらに制限を行うことができる**
    - ※いわゆる4項目（アクリル板等+換気+消毒+マスク会食）の感染防止策等
  - ・ 飲食店における感染防止策の**第三者認証の普及と適用店舗の拡大**に努める
  - ・ **協力飲食店等への協力金支給の迅速化促進**
  - ・ 催物・イベントの収容率及び人数上限
    - 収容率：大声なし100%/大声あり50%
    - 人数上限：まん延防止等重点措置区域である都道府県は5000人  
解除後1か月間の地域は10,000人 等

### 2. ワクチン接種の円滑化・加速化

現在、我が国ではファイザー社及びモデルナ社のワクチンの接種が進められているが、**両社だけで本年9月までに合計で2.2億回（1.1億人分）の供給**を受けることとなっている。

ワクチン接種に関して、**10月から11月にかけて、希望する国民への接種を完了することを目指す**。

- 高齢者へのワクチン接種の推進
  - ・ **6月最終週まで**に、高齢者約3600万人2回分のファイザー社ワクチンの配布を完了
  - ・ 希望する高齢者に対する接種の終了時期の見込みについて、**全ての自治体が7月末まで**と回答（6月16日時点）
  - ・ モデルナ社ワクチンの承認に伴い、大規模接種会場における接種も含め、高齢者向け接種を更に強力に促進

1

### 2. ワクチン接種の円滑化・加速化（続き）

- 青壮年層へのワクチン接種の推進
  - ・ 都道府県等の**大型接種会場の設置を引き続き推進**するとともに、自治体による一般住民への接種券配送を促し、**青壮年層への接種にも活用**
  - ・ 医療従事者や会場等は企業等が自ら確保した上で、**職域（大学等を含む）による接種を実施**。大企業においては、下請け先や取引先、派遣労働者、当該企業の職員の家族を含めて**広く接種を行うよう働きかけるとともに**、中小企業においては、**業界団体等で共同で接種会場の設置を進められるよう、好事例の提供等**を実施
- 地域接種・職域接種のいずれにもつながりにくい者のワクチン接種の推進
  - ・ 歓楽街を抱える自治体等と連携し、接待を伴う飲食店など、**企業における接種が行われることが想定されにくく、従業員が地域の接種にもつながりにくいと考えられる業種**に着目した接種会場の設置を支援
- 接種会場における医療従事者の確保
  - ・ 歯科医師等の接種会場での活用が可能となったこと等も踏まえ、**接種会場での医療従事者の確保に向けた取組を引き続き推進**

### 3. 検査・サーベイランスの強化

<検査の拡充による学校、職場等クラスターの多様化対策>

- **医療機関、高齢者施設、大学、高校等**に対して、都道府県や大学等の希望を踏まえ、必要な**抗原簡易キットを6月以降順次配布**。健康観察アプリも活用し、**軽症状者に速やかに検査**
- **職場**において、健康観察アプリの活用や軽症状者に抗原簡易キット等を活用した速やかな検査の促進
- **高齢者施設等の集中的検査**について、当面継続することとし、そのあり方について、ワクチンの接種状況や感染状況等を踏まえつつ検討
- 陽性が確認された場合の**周囲の者への迅速な行政検査の実施**によるクラスター大規模化の防止、**高齢者施設**等で陽性者が見つかった場合の**支援体制の構築**

2

### 3. 検査・サーベイランスの強化（続き）

＜検査の拡充による学校、職場等クラスターの多様化対策（続き）＞

- 検査体制整備計画に基づき、**PCR検査能力の向上**等を目指し、設備増強、民間検査機関や診療・検査医療機関との協力等
- 不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促し、地域の事情に応じて、都道府県知事の判断により、**遠隔地からの帰省・旅行等**について、感染防止策の徹底とともに、**出発前又は到着地での検査の勧奨等を促進**
- **航空会社・旅行会社に対し**、地域の事情に応じて、都道府県知事の判断により、旅行に際して事前のPCR等検査が勧奨されている旨や旅行者が利用可能な検査機会について、**旅行者への周知・情報提供の協力を依頼**

＜サーベイランスの強化＞

- ICT技術を駆使した疫学情報の迅速な分析
  - ・ **改正感染症法に基づく積極的疫学調査の結果等の自治体間の情報連携の徹底を要請**
  - ・ ハーシスによる**自治体間の一元的な情報共有・分析を引き続き支援**
  - ・ QRコードを活用した自治体独自の取組を踏まえ、**クラスター対策のための効果的な情報収集・分析・共有の在り方及び実効性を上げるためのインセンティブ等の仕組みについて、パイロット的に特定の地域で実証することも含め、検討。**
- 下水サーベイランスの体制整備
  - ・ 国立感染症研究所における新型コロナウイルス検出方法等の検討や下水サーベイランスを活用した新型コロナ調査研究を支援するなど、引き続き、**下水サーベイランス活用について検証を加速**（国土交通省の検討会で自治体や大学等と連携して下水道のウイルス濃度の測定の在り方について検討）

3

### 4. 水際対策を含む変異株対策

＜水際対策・検査体制等の強化＞

- B.1.617.2系統の変異株（**デルタ株**）への**水際対策の強化**（10日間の施設待機等や在留資格保持者の再入国拒否の対象国・地域及び入国者数制限についての検討を継続）
- 民間検査機関や大学等と連携したゲノム解析や変異株PCR検査による国内監視体制の強化。**変異株事例に対する積極的疫学調査や検査の徹底**

＜科学技術を活用した対策の推進＞

- **二酸化炭素濃度測定器等を活用した換気の徹底**
  - ・ 感染防止策の徹底に係る二酸化炭素濃度測定器等の設置を支援
  - ・ **ビル管理者等に対して、換気状況を二酸化炭素濃度測定器により確認する場合の留意点等を周知**

＜変異株への対応のために求められる行動様式の周知＞

- **変異株に対応するため、基本的な感染対策をこれまで以上に徹底**すること（密閉・密集・密接の一つだけでも集団感染リスクは高まること、すき間なく正しくマスクを着用すること、おしゃべりは短くすること等）について、動画、ポスター等を作成し、テレビCM、SNS、ホームページ等を通じて国民向けに周知
- **国民の多くがワクチン接種を終えるまでは、ワクチン接種後も、マスクの着用などの感染対策を継続する必要があること**について、ポスターやホームページ等で周知

### 5. 医療提供体制等の一層の確保

- 病床・宿泊療養施設確保計画に基づく、**実効的な医療提供体制の確保の推進**
- **診療所の役割強化**（感染症対応能力の向上、宿泊療養・自宅療養患者への関与拡大）
- 公的病院等でのコロナ対応の一層の取り組み、緊急的な看護師派遣、都道府県域を超えた重症患者の広域移送など、**災害医療ととらえた都道府県の病床・人材の確保に対する政府の支援の更なる強化**
- **保健所の機能強化**（感染状況に応じた保健所業務の重点化、情報管理等のデジタル化の向上、地域のネットワークと連携したIHEATの活用等）に対する政府の支援の更なる強化

4

### 3. 経済支援策の全体像（コロナ対策本部資料抜粋）

#### 1. 厳しい影響を受ける方々への経済支援策

(1) 以下の支援策について、重点的・効果的かつ迅速・的確に実施する。

##### ① 事業主への迅速かつ円滑な支援

- ・地方公共団体による時短要請等に応じた飲食店（大企業を含む）に対する協力金  
緊急事態措置を実施すべき区域又はまん延防止等重点措置地域：  
中小企業：売上高に応じて1日3万円～10万円（20時までの時短要請の場合）等（※1）  
大企業：売上高減少額に応じて1日最大20万円（中小企業も選択可能）  
それ以外の地域：1日2万円（4月22日以降、全国の時短要請が一旦途切れるまでは、売上高に応じて1日2.5万円～7.5万円（大企業や大企業方式を適用する中小企業は最大20万円））（※2）  
※1 今般（4/25～）の緊急事態宣言期間において緊急事態措置を実施すべき区域については、宣言解除まで3万円を4万円とする。  
※2 ただし、1日2万円とすることも可。  
（注1）要請期間後速やかに協力金の申請受付を開始するなど協力金支給事務のさらなる迅速化を地方自治体へ要請  
（注2）緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域における飲食店への時短要請等により影響を受けた酒類販売事業者への支援を充実。
- ・緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域において、人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく時短要請等（※3）に応じた集客力の高い大規模施設（1000平米超）及び当該施設においてテナント契約に基づき一般消費者向け事業を営む事業所等に対して、事業規模に応じた協力金を支給。（※4）  
※3 都道府県が独自に、一定の大規模集客施設に対する休業要請等を行った場合を含む。  
※4 大規模施設に対して1000平米毎に20万円/日、テナント等に対して100平米毎に2万円/日を支給。加えて、協力金支給対象となるテナント等を多数擁する施設に対して、テナント等の数に応じて、テナント等向け協力金支給単価の1割相当額を支給。
- ・イベントの開催制限により影響を受けた事業者等への支援
  - キャンセル費用の支援（上限2,500万円、固定費のうち公演等の開催関連費用も支援対象）
  - J-LODlive補助金の運用改善（つなぎ融資の創設等）【5月6日つなぎ融資申請受付開始】
- ・本年1月の緊急事態宣言の影響により売上が半減した中堅・中小事業者への一時支援金【3月8日申請受付開始】（上限：個人30万円／法人60万円）
- ・本年4～7月の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響により売上が半減した中堅・中小事業者への月次支援金（上限：個人10万円／月、法人20万円／月）
- ・地域観光事業支援（後述）における追加措置：都道府県による前売り宿泊券等の発行、宿泊事業者による感染防止対策等への支援の新設（支援額は都道府県が宿泊施設の規模等に応じ設定（1施設最大500万円）、総額1,000億円）

1

- ・感染防止対策を前提に事業再構築補助金や持続化補助金等の優先採択等
  - 事業再構築補助金の特別枠の創設（事業規模に配慮）【5月26日2次公募申請受付開始（2月15日以降の支出を対象）】
  - 持続化補助金（感染防止対策への支援強化）【4月16日申請受付開始（1月8日以降に発注・契約・支出したものは遡及可能）】
- ・迅速な資金繰り支援（足元2週間以上の売上減少で要件を判断できるように運用を柔軟化）【7月まで】

##### ② 企業の資金繰り支援等

- ・日本公庫等の実質無利子・無担保融資の無利子枠の拡充【1月22日以降順次措置済み】  
公庫（国民事業）等：4,000万円→6,000万円 公庫（中小事業）等、商中：2億円→3億円  
※日本公庫等による実質無利子・無担保融資は、当年度末まで継続。
- ・日本公庫等・民間金融機関の既往債務の条件変更等の迅速かつ柔軟な対応や本業支援の要請とフォローアップ（中堅企業向けについても要請）【1月19日に要請（中堅企業も含め、2月5日、3月8日、3月25日、4月28日、5月12日、6月10日に再度要請）、4月16日、4月28日、5月12日、6月10日に協力金等の支給までに必要な資金繰り支援について要請】
- ・日本公庫等の劣後ローンの積極的活用【1月19日に要請（2月5日、3月8日、3月25日、4月28日、5月12日、6月10日に再度要請）】  
※7月1日より融資限度額を7.2億円から10億円に引上げ
- ・コロナの影響で経営環境が悪化した事業者に対するREVICの復興支援ファンド等の積極的活用【1月中旬に周知】
- ・新型コロナウイルスの影響を特に受けている飲食・宿泊等の企業向けの金融支援等の実施
  - 政投銀・商工中金による支援強化（民間協調融資原則の停止、資本性劣後ローンの金利引下げ等）
  - 民間金融機関に対して、長期の返済猶予と新規融資の積極実施の徹底等を要請 等

##### ③ 雇用支援・職業訓練の強化

- ・雇用調整助成金の特例、休業支援金・休業給付金
  - 5～8月は緊急事態措置を実施すべき区域又はまん延防止等重点措置地域・特に業況が厳しい企業について4月までと同様の水準の支援。
  - 大企業のシフト制労働者等への休業支援金・休業給付金の適用
- ・雇用対策パッケージ（在籍出向を支援する産業雇用安定助成金の活用等）による各種支援
- ・新たな雇用・訓練パッケージ（感染症対策業務等による雇用創出、求職者支援制度の収入要件等の特例措置の導入等（9月末まで））の実行
  - さらに、デジタル分野の求職者支援訓練の定員を倍増し、訓練内容を多様化。職業訓練受講給付金の特例措置（収入要件・出席要件）の活用による受給者倍増（約2.5万人を目標）
  - 職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給調整をしない特例を導入（9月末まで）
  - 受講申込締切日から受講開始日までの期間の短縮（1か月→半月程度）等
  - 職業訓練等の実績を把握し、フォローアップ
- ・介護訓練修了者への返済免除付の就職支援金貸付制度
- ・一人ひとりの求職者の状況に合わせた職業相談や職業訓練の実施（オンデマンド型のオンライン訓練等）

2

#### ④ 生活困窮者等への支援

- ・雇用調整助成金の特例、休業支援金・休業給付金（再掲）
- ・緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付
  - 返済開始時期の令和4年3月末までの延長【1月8日公表】
  - 緊急小口資金や総合支援資金（初回、再貸付）の特例貸付を8月末まで継続
  - 償還免除要件の明確化【緊急小口資金は住民税非課税世帯、総合支援資金は資金種類毎に住民税非課税世帯を一括償還免除】
  - 女性・非正規・ひとり親向け要件を明確化（シフト減による収入の減少や養育費が減少した場合も対象）
- ・特例貸付が限度額に達した等の一定の生活困窮世帯に対する「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の支給
- ・職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給調整をしない特例を導入するとともに住居確保給付金の支給が一旦終了した者への再支給を継続（9月末まで）
- ・ひとり親世帯等への支援（上記を除く）
  - 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給
  - 高等職業訓練促進給付金に係る訓練受講期間の柔軟化とデジタル分野を含む対象資格の拡大
  - 償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付
- ・自立相談支援機関によるきめ細かな生活支援相談の強化
- ・生活保護の扶養照会など弾力的な運用の周知・徹底【2月26日、3月30日に通知発出】
- ・公共料金の支払猶予等の利用についての周知・徹底【1月中に通知発出等】
- ・大学生等に向けた授業料等減免・給付型奨学金、緊急特別無利子貸与型奨学金等の各種支援策の周知・徹底【1月29日、3月5日に通知等発出。3月26日に学生が活用可能な支援策や、相談窓口によるきめ細かな支援を大学等に要請する旨の通知発出。5月14日に追加の支援策の周知、5月25日に情報発信や相談対応について改めて要請。】
- ・生活が困窮する在留外国人の支援、情報発信・相談体制の強化

#### ⑤ 孤独・孤立、自殺対策等

- ・都道府県等の自殺防止対策（相談・情報発信）の強化
- ・地域包括支援センター等による一人暮らし高齢者への見守りの強化【1月29日に取組例の通知発出】
- ・NPO等を通じた孤独・孤立、自殺対策等（きめ細かな生活支援等や自殺防止対策、フードバンク支援、子供の居場所づくり、不安を抱える女性に寄り添った相談支援、住まいに係る支援等）

- (2) 都道府県による事業者支援の取組を後押しするため、地方創生臨時交付金に特別枠「事業者支援分」を創設（5,000億円）【4月30日に、各都道府県に対し、先行交付分（3,000億円）の交付限度額を通知。また、飲食店の休業要請の影響を受ける酒類の販売業者等や、人流抑制の影響を受ける交通事業者等に対する、国の施策を補完する都道府県独自の支援への積極的な取り組みの検討を要請】<sup>3</sup>
- (3) 予期せぬ不足を生じた場合には、コロナ予備費（残額約4兆円）により機動的に対応。

## 2. 総合経済対策の迅速かつ適切な執行（事業規模74兆円）

- (1) 令和2年度第3次補正予算を含む総合経済対策（雇用下支え・創出効果60万人程度）を迅速かつ適切に執行。特に、公共事業については、自粛要請等の影響で事業が停滞する懸念もあり、感染症対策に万全を期すことを前提に、事業の円滑な執行を行う。地方独自の取組についても臨時交付金（地単分1兆円）を通じて後押し。

#### ① 企業の事業再構築・資金繰り支援

- ・事業再構築補助金（1.1兆円）【5月26日2次公募申請受付開始（2月15日以降の支出を対象）】
- ・持続化補助金・ものづくり補助金・IT導入補助金（2,300億円）【持続化補助金：4月16日申請受付開始（1月8日以降に発注・契約・支出したものは遡及可能）、ものづくり補助金：2月9日申請受付開始、IT導入補助金：4月7日申請受付開始（1月8日以降に契約したものは遡及可能）】
- ・サプライチェーン補助金（2,100億円）【3月12日公募開始・5月7日公募締切】
- ・日本公庫等の実質無利子・無担保融資等（融資規模110兆円）【1月19日に通知発出】

#### ② 公共事業の円滑な執行（国土強靱化1.7兆円、災害復旧等0.6兆円）【1月28日通知発出】

- ・感染症対策を講じた場合に関係費を上乗せする、柔軟な契約変更の徹底

#### ③ 協力要請の影響を受けた業種への重点的・効率的な支援

- 緊急事態宣言の解除後、感染状況を確認しながら、消費需要喚起策
  - ・GOTOトラベル（残予算含め、1兆円の支援に対応）
  - ・GOTOイート（残予算含め、500億円を追加配分）
  - ・GOTOイベント等（残予算含め、1,700億円程度）
- 宿泊施設、飲食店、土産物店等の再生に向けた改修・廃屋撤去や経営革新支援（550億円）
- 地域公共交通の既存路線維持等のための重点的支援（150億円、観光との連携を含め計305億円）
- ※ 地域観光事業支援（3,300億円）【3月26日公表、4月1日以降、準備が整った都道府県から順次実施】  
都道府県が行う県内旅行の割引事業（1人1泊5,000円を上限に割引支援。旅行中に飲食・土産物等に使えるクーポン等で地域の幅広い産業を支援する場合、1人1泊2,000円を上限に追加支援（前売り宿泊券等の発行を含む）（2,300億円）及び宿泊事業者による感染防止対策等への支援（1,000億円）

#### ④ 雇用対策【在籍出向を支援する産業雇用安定助成金について1月1日から適用】

- 雇用対策パッケージ（産業雇用安定助成金の活用、業種・職種を越えた再就職支援等）による各種支援（再掲）

#### ⑤ 生活困窮者対策・自殺対策等【2月1日に要綱発出】

- 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金による支援強化（140億円）

- (2) 引き続き、企業の資金繰り等にも十分留意して対応。

#### 4. 今後のイベント開催制限

### 今後のイベント開催制限等について（案）

- これまでイベント開催制限等については、分科会での議論を踏まえ、以下の目安で運用（4月27日新型コロナウイルス感染症対策分科会）。
  - ・ 緊急事態措置区域は、5,000人以下、かつ、収容率一律50%以下
  - ・ まん延防止等重点措置区域は、5,000人以下（大声あり50%/大声なし100%）
  - ・ その他都道府県は、5,000人又は収容人数50%のいずれか大きい方（大声あり50%/大声なし100%）
 また、緊急事態宣言が解除された都道府県では、解除後1か月程度、経過措置として、10,000人の上限を設定（2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会）。
  
- 今後のイベント開催制限等については、地域の感染状況に鑑み、変異株の状況も考慮し、以下のとおり取り扱うこととはどうか。
  - ①「緊急事態措置区域」、「まん延防止等重点措置区域」及び「その他都道府県」については、**現行の目安を当面8月末まで維持**
  - ②緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除された都道府県では、**解除後1か月程度、経過措置（10,000人上限）を設定**（緊急事態宣言解除後にまん延防止等重点措置区域に公示された都道府県はまん延防止等重点措置の対象期間中5000人とした上で、期間終了後、経過措置の対象となる。）
  
- ※1 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- ※2 イベント開催等は「新しい生活様式の定着」や「業種別ガイドラインの遵守」が前提。また、各都道府県においては、引き続き、業種別ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。
- ※3 引き続き大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。

### 感染状況に応じたイベント開催制限等について（案）

	収容率※4	人数上限※4	営業時間短縮
緊急事態措置区域	50%	5,000人	21時まで
まん延防止等重点措置		(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人	都道府県の判断
緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後の経過措置(約1か月)	大声なし※1 100%以内  大声あり※2 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方  注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人→実証時20,000人に緩和。	
その他都道府県※3		5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方	なし

- ※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。
- ※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。
- ※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。
- ※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

(参考) 東京都のイベントに係る感染対策 (東京都資料)

1/2

イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙3】

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)		
①	マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可 (マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 (最低2m)
(2) 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行 (ガイドラインで定める) *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと (例: スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等)
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内 (出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等) のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避 (時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間 (5名以内に限定) では座席を空けず、グループ間は1席 (立席の場合1m) 空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔 (最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)		
⑨	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外 (例: 観客席等) は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ (COCOA) や各地域の通知サービスの奨励 *アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安 (人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう) を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。